

独立行政法人都市再生機構防災業務計画

令和6年4月

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人都市再生機構防災業務計画

目次

- 第1章 総則
- 第2章 災害に対する体制の確立
- 第3章 災害対応支援
- 第4章 防災への取組

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が災害対応の総合的かつ有機的な推進を図り、社会基盤の維持に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 機構は、本計画の実施に当たり、国、地方公共団体その他関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、災害対応を遂行する。

(計画の修正)

第3条 この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

第2章 災害に対する体制の確立

(総合災害対策本部の設置)

第4条 日本国内において、震度6弱以上の地震等の大規模な災害が発生した場合、または復旧に係る支援要請の見込みがあると判断される災害が発生した場合、理事長の指揮の下、機構全体で組織的に災害対策業務を行うために、本社に総合災害対策本部を設置する。

第3章 災害対応支援

(被災建築物応急危険度判定士等の派遣)

第5条 機構は、国から地震により被災した建築物の危険度を判定する職員等の派遣要請があったときは、業務遂行上特段の支障がない限り、必要な支援に努めるものとする。

(被災宅地危険度判定士等の派遣)

第6条 機構は、国から地震、豪雨等により被災した宅地の危険度を判定する職員等の派遣要請があったときは、業務遂行上特段の支障がない限り、必要な支援に努めるものとする。

(国等からの協力要請への対応)

第7条 機構は、国又は地方公共団体等から、地域防災計画等に定める災害対応の実施及び災害発生後の復旧支援のため、協力要請があったときは、業務遂行上特段の支障がない限り、次の各号に掲げる協力をすることができるものとする。

- 一 応急仮設住宅建設支援要員の派遣
- 二 その他応急的に必要とされる要員の派遣

(情報の収集及び伝達)

第8条 機構は、関係機関と情報収集や伝達について、あらかじめ連絡窓口を定めておくとともに、関係機関との連絡に配慮し、災害時優先電話を設置するとともに、中央防災無線の整備を図るものとする。

(職員の安全確保について)

第9条 機構は、独立行政法人都市再生機構本社緊急時対応計画において、職員の安全確保及び安否確認について定めるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報等に基づく対応)

第10条 機構は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、同（巨大地震警戒）若しくは同（巨大地震注意）が発令されたときは、関係機関と情報収集や伝達を行い、災害対応支援に備えるものとする。

第4章 防災への取組

(職員の災害対応支援研修、訓練等の実施)

第11条 機構は、機構職員に対し、適時、機構の災害対策の方針、関係者の意識及び行

動の在り方、災害対応の専門的・技術的な手法等に係る適切な研修並びに災害時の通報及び伝達、防災及び防火、大規模地震対策、避難その他防災対策上必要な訓練等を実施し、機構職員の防災意識、防災能力等の向上に努めるものとする。

(災害対応支援要員等の確保)

第12条 機構は、大規模災害に係る国等からの支援要請に対し、迅速に復旧支援を実施するため、要員、資材及び物資を平時から確保するものとする。

(国等が行う啓発活動への協力)

第13条 機構は、国等が行う防災等の啓発活動に積極的に協力するものとする。

(地方公共団体等に対する研修の実施)

第14条 機構は、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧・復興支援に係る研修を実施し、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの継承、復旧・復興への対応能力の向上を図るものとする。

(関係機関との関係構築)

第15条 機構は、大規模災害に係る国等からの支援要請に備え、平時から関係機関と関係構築に努めるものとする。

以 上